規定により表示が付されている端末機器（法第五十五条第一項（法第六十一条、法第六十八条並びに法第百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）」を「適合表示端末機器」に改める。

（工事担任者規則の一部改正）

第三条　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「法第五十三条第二項（法第百四条第四項において準用する場合を含む。）、法第五十八条（法第百四条第七項において準用する場合を含む。）若しくは法第六十五条の規定により表示が付されている端末機器（法第五十五条第一項（法第六十一条、法第六十八条又は法第百四条第四項若しくは第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）」を「適合表示端末機器」に改める。